

～コンパクトで暮らしやすいまちを目指して～ 立地適正化計画を策定しました



①立地適正化計画とは

人口減少や少子高齢化が進む中、将来的には除排雪や道路、水道などのインフラや公共交通などの生活に欠かせないサービスも、これまでと同じ水準を保つことが難しくなるおそれがあります。

また、施設や住宅が町内の広い範囲に点在していると、日常生活の中で車やバスへの依存が高ま

り、利便性の低下とともに、「暮らしにくさ」を感じる場面が増えていくかもしれません。

こうした課題に対応し、都市機能や住まいを適切に誘導し、誰もが安心して快適に暮らせる、そして、高齢になっても歩いて暮らせるまちをつくるため、「立地適正化計画」を策定しました。

②計画期間

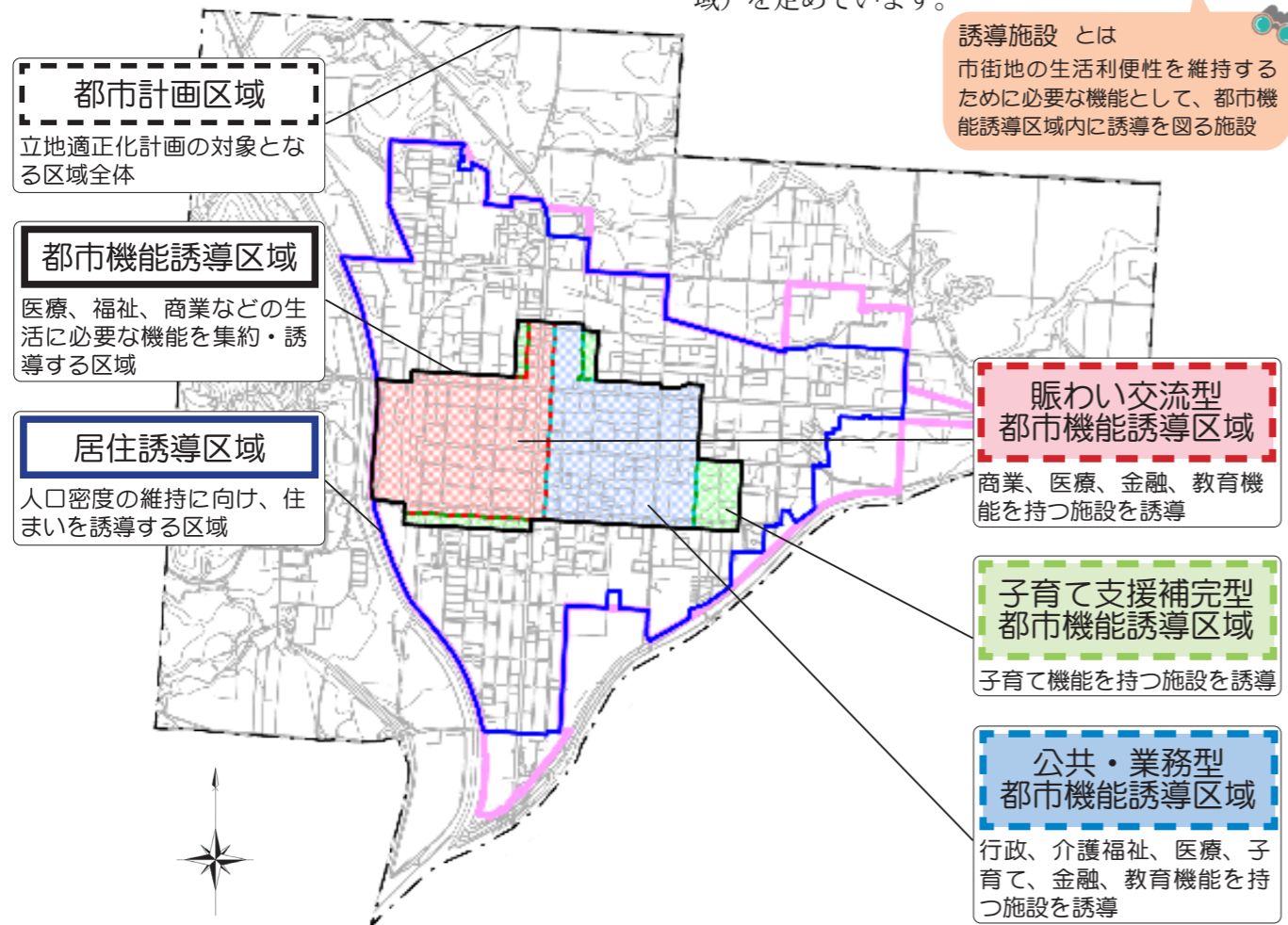
令和8年度～令和20年度

「俱知安町都市計画マスタープラン」の目標年次にあわせて

③誘導区域

本計画では、生活に必要な施設（誘導施設）と、住まいを緩やかに誘導する一定のエリア（誘導区域）を定めています。

誘導施設とは
市街地の生活利便性を維持するために必要な機能として、都市機能誘導区域内に誘導を図る施設



立地適正化計画で暮らしはどう変わる？



まちなかが元気に
日常生活はコンパクトに

中心市街地などの利便性の高いエリアへ都市機能を誘導することで、まちなかに賑わいが生まれるほか、車に過度に頼らなくても歩いて暮らせるまちに繋がります

インフラの整備が
行き届きやすい

中心市街地やその周辺へ住まいを誘導することで、除排雪や道路、水道などのインフラ整備を効率的に行うことができ、公共交通サービスの便数・路線の維持にも繋がります

安全安心で
景観の整ったまちに

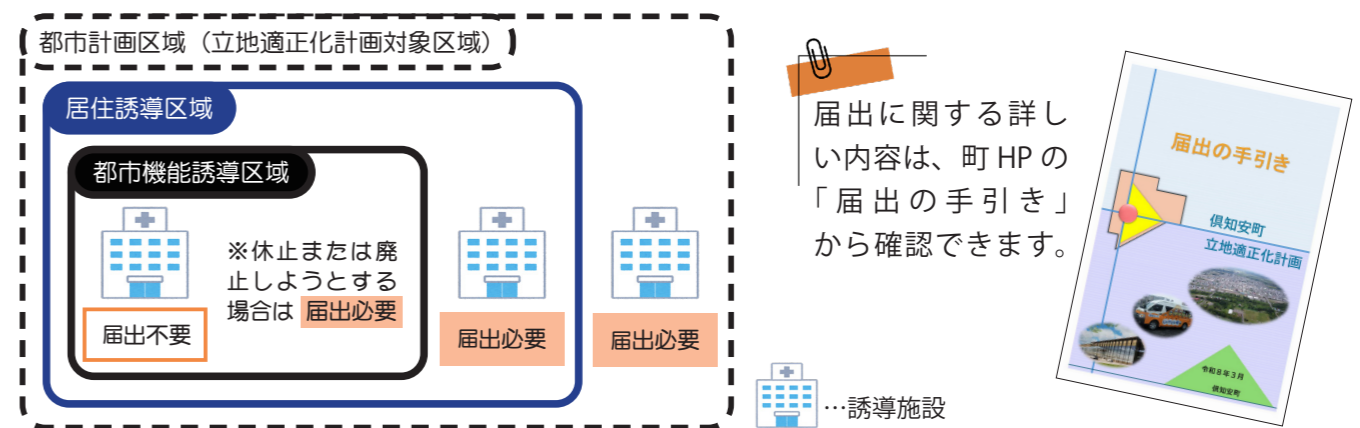
都市機能や住まいを一定のエリアに誘導することで、空き家や空き地の拡大を防ぐとともに、人の目が行き届き、防犯・景観の向上にも繋がります

これらのまちづくりを実現していくため、都市機能や住まいに関する誘導施策を今後も引き続き検討していきます。

④届出制度について

令和8年4月1日より、都市機能誘導区域・居住誘導区域に共通して、**区域外で一定の開発・建設行為を行う場合は、30日前までに町へ届出が必要**となりました。これは、町が誘導施設の整備や住宅開発などの動きを把握するためです。

▲都市機能誘導区域に関する届出（誘導施設の開発・建築）



▲居住誘導区域に関する届出（住宅の開発・建築）

開発行為 (居住誘導区域外)	①の例示 3戸の開発行為 届
① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為	届
② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為でその規模が1,000㎡以上のもの	届
	800㎡ 2戸の開発行為 不届
建築行為など (居住誘導区域外)	①の例示 3戸の建築行為 届
① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合	届
② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	不届

詳しくは町ホームページをご確認ください。

■問合せ・届出先/まちづくり新幹線課まちづくり係 ☎ 56 - 8012

